

## 事故・病気の予防

赤ちゃんの事故は外出先だけでなく、家の中にもそのリスクは潜んでいます。また感染症を始めとする病気には、毎日の対策が不可欠です。大切な命を守るためにも必要な対策や知識をご家族の中で共有していきましょう。

子どもを事故から守ろう .....	98
子どもの病気・事故の対応 .....	100
予防接種 .....	102
子どもに多い感染症 .....	104
あなたなら、こんなとき、どうします? .....	106
横浜市子供を虐待から守る条例について .....	107
横浜市子育てりぶいん .....	108
(横浜市建築局からのお知らせ)	



# 事故・病気の予防

子どもの死亡事故の第1位は「不慮の事故」です。しかし、これらの事故のほとんどは、ちょっとした注意で防ぐことができます。

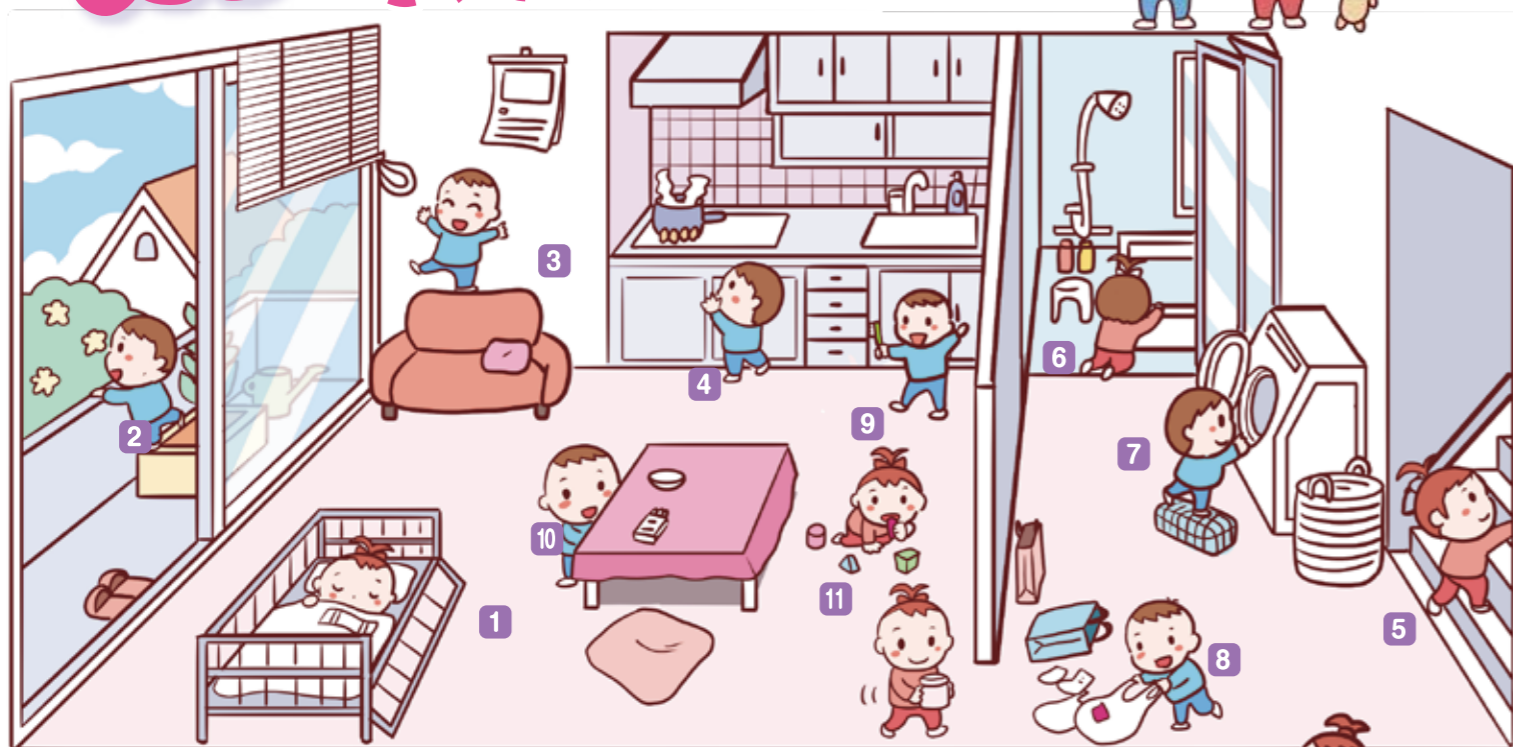
## 子どもを事故から守ろう

### 子どもの成長と起こりやすい事故・その予防

あっ!

ここが危ない!  
さっそく点検を

下のイラストを参考に、致命的な事故を未然に防ぎましょう。



※抱っこひもやベビーカー使用时も取扱説明書を読み、バックルやベルトを正しく締めて使用しましょう。

## 子どもの目線で 見てみよう

### お家の中は、整理整頓

お子さんの視線で、お家の中を見回してみてください。いつもと違って見えませんか? 「アレは何だろう?」と、お子さんの興味を引くものが、いっぱいです。危ないものは、お子さんの手の届かないところへしまいましょう。

### 子どもが静かな時こそ、要注意

「あれ? 何しているのかな?」と、気にかけてみましょう。何かによじ登ったり、のぞき込んだり、口に入れたりしているかも…。

### 子どもを呼び寄せるより、親から近づこう

特に、外で「○○ちゃん」と呼びかけると、お子さんはお父さん・お母さんしか目に映りません。周囲の車や物に、注意がいなくなってしまう。

### 転落して頭を強打する危険

**1 ベビーベッド**

ベッドの柵は一番上まで上げ、しっかりロックをしましょう。

**2 ベランダ**

踏み台になるものは置かないようにします。ひとりでベランダに出ないようにガラス戸に鍵をかけましょう。

**5 階段**

ひとりで上り下りしないように柵をつけるようにしましょう。

### (くわえたまま) 転倒してのど奥深くに突き刺さる危険

**11 長いもの**

ストローや歯ブラシ、箸のような長いものを口にくわえたまま走り回ったりさせないようにしましょう。

### (自転車ごと) 転倒して頭を強打する危険

**13 自転車**

子どもを補助いすに乗せたまま止めておかないようにします。ヘルメットをかぶせましょう。

※窒息・誤嚥（ごえん）防止のため、ミニトマトやブドウ等、球状の食べ物は小さく切って食べさせましょう。豆・ナッツ類は5歳以下の子どものには食べさせないようにしましょう。

### 湯・水の中に落ちて溺れる危険

**6 浴槽、ビニールプール**

ひとりで風呂場に入れないよう入り口に鍵をかけるようにします。浴槽内や洗面器、ビニールプールなどに水や湯を残さないようにしましょう。

**7 洗濯機**

ふたを開けてのぞけないように近くに踏み台になるものは置かないようにし、必ず蓋を閉めて、チャイルドロック機能などを利用しましょう。

### やけどする危険

**4 台所**

なべや電気ケトル、炊飯器などに触れないように、届かない位置に置きます。ひとりで台所に入れないようにしましょう。

**10 居間など**

ライターやタバコ、アイロンは手の届かないところに置くようにしましょう。

### 息ができなくて窒息する危険

**1 ベビーベッド**

柔らかい布団や枕は使わず、ぬいぐるみ、タオルなども、口や鼻をふさぐ危険があるので、近くに置かないようにしましょう。

**8 ビニール袋**

ビニール袋は近くに置かないようにしましょう。

### ひもで首がしまって窒息する危険

**3 ブラインド**

ブラインドのひもはまとめ、届かないところにくくするようにします。ブラインドの下に飛び跳ねて遊ぶ家具は置かないようにします。

**14 すべり台**

遊ぶときは、ひもやフードつきの洋服は避け、かばんや水筒などは外すようにしましょう。

### のどに詰まって窒息する危険

**9 おもちゃ・日用品など**

ボタン電池やコイン、タバコのような子どもの口に入る危険のあるものは、手の届かない場所に置きましょう。

### 車中に放置され熱中症になる危険 車のドアやパワーウィンドウに挟まれる危険

**12 自動車**

短時間でも子どもだけを残して車から離れないようにします。ドアや窓は、子どもが自分で開閉操作ができないようにロック機能を活用しましょう。

大切なことは、子どもをいつでも視野の中に入れておくことです。事故を未然に防げます。あなたのお子には日頃からなぜ危ないのかを伝えていきましょう。

チェック!

あなたのお家は大丈夫?

- Q1 薬・たばこ・化粧品・洗剤・お酒類・歯ブラシなどが、お子さんの手の届くところに置いてありませんか。
- Q2 ストープ・アイロン・ポット・炊飯器などの熱い物に、お子さんの手が届きませんか。
- Q3 ベランダや洗濯機の周辺に、お子さんがよじ登れそうなものがありますか。
- Q4 お風呂場には、お子さんが自由に出入りできますか。また、浴槽にはいつも水がはっていませんか。
- Q5 ベビーベッドや階段に取り付けられた柵を、つい面倒でしないことがありますか。
- Q6 お家の中で、お子さんが何をしているのか、わからないことがありますか。
- Q7 お家や車の中に、お子さんだけを置いていくことはありませんか。



# 子どもの病気・事故の対応

## こんなときどうする?いざという時のための応急処置

### 急な病気やケガで救急車を呼ぶか迷ったとき

- **横浜市救急相談センター** (24時間対応)  
#7119または045-232-7119 (ダイヤル回線・IP電話からはこちら)
- **ONLINE QQ こどもの救急**  
(公益社団法人日本小児科学会)  
夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を提供しています。



### たばこ、洗剤、化粧品などの誤飲事故が起こったとき

- **大阪中毒110番** (24時間対応)  
☎072-727-2499
- **つくば中毒110番** (9時から21時対応)  
☎029-852-9999  
(公益財団法人日本中毒情報センター)

身近な場所をメモしてみましょう

休日の診療は \_\_\_\_\_ 休日急患診療所 ☎ \_\_\_\_\_

### 窒息の対応

のどに物が詰まった!唇が紫色(チアノーゼ)!呼吸ができない!  
呼吸をしていないときや顔色がおかしい場合は、**すぐに救急車を呼びましょう。**

#### ●●● 背部叩打法 ●●●

- ◆片方の腕に乳児をうつぶせに乗せます。
- ◆手で乳児のあごをしっかり持ち、頭部が低くなるような姿勢にします。
- ◆もう一方の手のひらの付け根で、**背部を力強く数回連続してたたきます。**



#### ●●● 胸部突き上げ法 ●●●

- ◆片方の腕に乳児の背中を乗せ、手のひら全体で乳児の後頭部をしっかりと支えます。
- ◆頭部が低くなるよう仰向けにし、もう一方の手の指2本で、両乳頭を結ぶ線の少し足側を目安とする**胸骨の下半分を、力強く数回連続して圧迫**します。



#### ●●● 腹部突き上げ法 1歳以上 ●●●

- ◆後ろからウエスト付近に手を回します。
- ◆片手で握りこぶしを作り、その親指側を子どもの**へそより少し上**に当てます。
- ◆その手をもう一方の手で握り、**すばやく手前上方**に向かって圧迫するように突き上げます。

### 熱中症の対応

頭痛、吐き気、嘔吐、注意力の散漫などがある場合には、**病院を受診**しましょう。  
意味不明な言動があるなど意識が朦朧としていたり、体温が極端に高い場合は、**すぐに救急車を呼び**ましょう。

#### ●●● 涼しい環境に退避させる。 ●●●

風通しのよい日陰や冷房が効いている室内などが適しています。

#### ●●● 衣服を脱がせ、体を冷やす。 ●●●

- 衣服を脱がせて皮膚を露出し、あまり汗をかいていないようであれば、皮膚に水(冷たい水よりぬるい水が効果的)をかけて濡らしながらうちわなどで風を当てます。
- 氷のうや冷却パックで首、脇の下、太ももの付け根などを冷やしましょう。頬、手のひら、足の裏でも効果的です。

★水分と塩分、糖分の補給も重要!

### 熱性けいれんの対応

発熱で起こるけいれんで1~4歳くらいに多く見られます。  
通常は数分で自然とおさまりますので、慌てずに落ち着いて対応しましょう。  
けいれんが長く続くときは、**すぐに救急車を呼び**ましょう。

- ①慌てず、安全で平らな場所に仰向けに寝かせましょう。  
★吐きそうな場合は、吐いたものがのどに詰まらないように顔と体を横に向けましょう。
- ②けいれんが始まった時間を確認しましょう。  
衣類をゆるめて熱を測りましょう。
- ③けいれんの状態を確認しましょう。  
★腕や足がガクガクしているのか、ギューツとしているかなど身体の動きに注意!



**大声で名前を呼ばない!**  
**身体をゆすらない!**

刺激となり、けいれんが長引く場合があります。

**口の中に物を入れない!**

熱性けいれんで舌を噛むことはほとんどありません。  
噛む力はかなり強いので物や指を入れることは危険です。

### やけどの対応

やけどの範囲が広い場合や顔面や陰部のやけど、または皮膚が焦げていたり白くなって痛みを感じないような深いやけどの場合には、**すぐに救急車を呼び**ましょう。

- ◆やけどをしたら、流水ですぐに冷やしましょう。
- ◆広い範囲にやけどをした場合、全身の体温が下がるほどの冷却は避けましょう。
- ◆水ぶくれ(水泡)は破らないようにしましょう。



### 出血時の対応

大量に出血している場合や出血が止まらない場合には、**すぐに救急車を呼び**ましょう。

- ◆清潔なガーゼやハンカチ、タオルなどを重ねてきず口に当て、その上から出血部位を指先や手のひらで強く圧迫します。
- ◆大きな血管からの出血の場合で、片手で圧迫しても止血しないときは、両手で体重を乗せながら圧迫します。

ギューツとしっかり押さえて圧迫



# 予防接種

市内の協力医療機関で接種できます。お子さんの体調の良いときに受けましょう。  
 詳しいことは横浜市から送付される「予防接種のしおり」をご覧ください。なお、最新の情報は、横浜市発行「広報よこはま」や横浜市ホームページ等でご確認ください。

## 予防接種を受ける前に 次のような場合は予防接種を受けることができません

- 1 明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）をしているお子さん
- 2 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- 3 その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で\*アナフィラキシーを起したことがあることが明らかなお子さん  
\*アナフィラキシー 通常、接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出るほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、ショック状態になるような激しい全身反応が出現することがあります。
- 4 その他、医師が不適当な状態と判断したお子さん

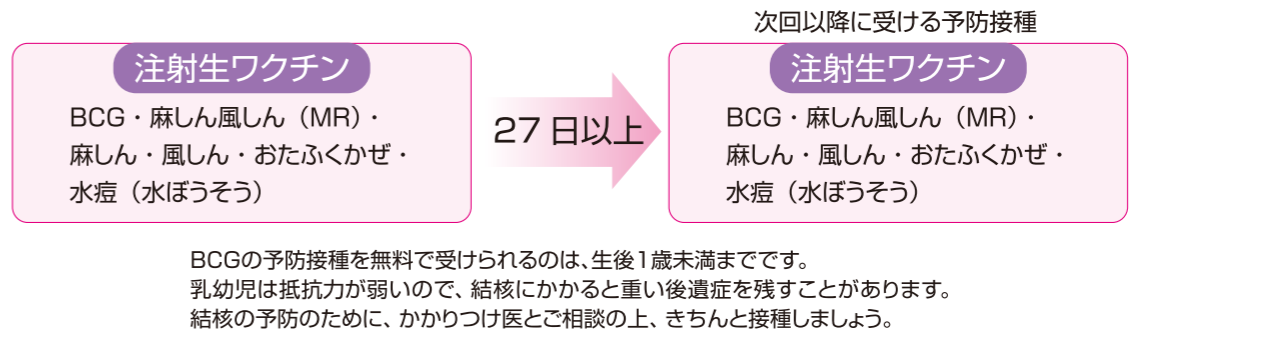
## 予防接種一覧

何か気にかかることがあれば、かかりつけの医師や横浜市予防接種コールセンター（☎ 045-330-8561）に相談しましょう。

ワクチンの種類	予防する病気	接種回数	接種時期												実施期間	接種機関	
			0か月	3か月	6か月	12か月	18か月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳				
<b>定期接種</b> <b>無料</b> 一定の年齢での接種が望ましい、法律で定められた予防接種です。接種対象年齢であれば、無料(公費負担)で受けられます。母子健康手帳と横浜市が発行する「予診票(接種券)」を予防接種協力医療機関へお持ちください。	ヒブ(インフルエンザ菌b型)不活化ワクチン	Hibによる髄膜炎、こつ頭がい炎、肺炎等	初回3回追加1回 <small>※接種開始年齢によって異なります。</small>		初回: 27日~56日の間隔で3回				追加: 初回接種後から7~13か月の間に1回				◎無料で受けられる年齢は5歳未満まで			市内の協力医療機関 (公費負担)	通年
	小児用肺炎球菌(13価)不活化ワクチン	肺炎球菌による肺炎、髄膜炎、中耳炎等	初回3回追加1回 <small>※接種開始年齢によって異なります。</small>		初回: 27日以上の間隔で3回				追加: 初回接種後、60日以上あけて1歳~1歳3か月に1回				◎無料で受けられる年齢は5歳未満まで				
	B型肝炎不活化ワクチン	B型肝炎	3回		生後2か月~3か月の間に27日以上の間隔で2回				1回目接種後、139日以上の間隔で1回(生後7か月~8か月)				◎無料で受けられる年齢は生後1歳未満まで				
	ロタウイルス生ワクチン	ロタウイルスによる胃腸炎、脳炎等	2回または3回 <small>※ワクチンの種類によって異なります。</small>		出生6週0日後~24週0日後までの間に2回(27日以上間隔あける)				出生6週0日後~32週0日後までの間に3回(27日以上間隔あける)				※いずれも、1回目を生後2か月~出生14週6日後までに接種				
	BCG生ワクチン	結核	1回		生後5か月~8か月未満の間に1回				◎無料で受けられる年齢は1歳未満まで								
	四種混合(DTP-IPV)不活化ワクチン	ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ	初回3回追加1回		初回: 20~56日の間隔で3回				追加: 初回接種後、12~18か月の間に1回				◎無料で受けられる年齢は90か月(7歳6か月)未満まで				
	麻しん風しん混合(MR)生ワクチン	麻しん(はしか)	1期1回		1期(1回)				生後12か月~24か月未満				2期(1回)* 年長児相当				
		風しん	2期1回		*2期の接種期間は、小学校入学1年前の4月1日~入学する年の3月31日までの間です。												
水痘生ワクチン	水痘(みずぼうそう)	2回		生後12か月~15か月未満の間に1回				初回接種後6~12か月の間に1回									
日本脳炎不活化ワクチン	日本脳炎	初回2回追加1回		◎無料で受けられる年齢は90か月(7歳6か月)未満まで				初回 追加				初回: 3歳中に6~28日の間隔で2回 追加: 4歳中に1回(初回接種後、おおむね1年後)					
<b>任意接種</b> <b>有料</b> 希望者が受ける予防接種です。費用は自己負担です。接種を希望される方は、医療機関にお問い合わせください。	おたふくかぜ生ワクチン	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	1~2回		生後12か月~15か月の間に1回				5歳~7歳未満までの間に1回*				*麻しん風しん2期と同時期			医療機関へお問い合わせください (自己負担)	
	インフルエンザ不活化ワクチン	インフルエンザ	毎年2回		2~4週間の間隔で2回 生後6か月から												

## 他の予防接種との間隔

異なる種類のワクチンを接種する場合、次の場合に限り、27日以上、間隔をあける必要があります。





# 子どもに多い感染症

赤ちゃんは生まれたとき、お母さんから免疫(抵抗力)をもらいますが、生後6か月を過ぎる頃から、自然に失われ、病気にかかりやすくなります。

## うつり方(感染経路)

病気を引き起こすウイルスや細菌などが、体に侵入する経路には主に次の4つがあります。

何か気になることがあれば、かかりつけの医師や福祉保健センター健康づくり係(☎P.28・29参照)に相談しましょう。

**ひまつかんせん 飛沫感染**

咳やくしゃみで飛び散った飛沫(しぶき)によって鼻やのどから感染します。



**空気感染**

ひまつ 飛沫の水分が蒸発し、空気中に長時間漂い、吸い込むことで感染します。



**接触感染**

手から手、タオルなどを介して感染します。



**経口感染**

水や食べ物などを通して感染します。



## 子どもに多い感染症



病名	ロタウイルス	百日せき	突発性発しん	麻しん(はしか)	風しん(三日ばしか)	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	水痘(水ぼうそう)	手足口病	ヘルパンギーナ	伝染性紅斑(りんご病)	インフルエンザ
感染経路(うつり方)	経口	飛沫・接触	飛沫	空気(飛沫・接触)	飛沫(接触)	飛沫(接触)	空気・飛沫・接触	飛沫・経口・接触	飛沫・経口・接触	飛沫・接触	飛沫(接触)
潜伏期間	1~3日	7~10日	約10日	約10日	2~3週間	約2~3週間	2週間程度	3~5日	2~4日	7~18日	1~3日
発熱	時に発熱	発熱はないか、あっても微熱程度	38℃以上(3~4日間)	38~39℃以上(4~6日・一度下がり、再び上がる)	38℃前後	38℃前後(1~3日間)	38℃前後(1~3日間)	時に発熱	38~39℃(1~3日間)	時に発熱	38~39℃以上(3~4日)
発しん	なし	なし	解熱とともに紅い発しん	顔・全身の紅斑、色素沈着	顔面・全身の細かな発しん(約3日)	なし	紅い発しんから、水疱・かさぶたへ変化	手・足・口・おしりに水疱性の発しん	口蓋垂(のどちんこ)の根もとに小水疱	おもに頬の紅斑	なし
他の症状	おう吐、下痢、けいれん、脱水	長く続く激しい咳	下痢	鼻水・咳・結膜充血	耳の後のリンパ節の腫れ	片側または両側の耳下腺の腫れと痛み	なし	口の中の痛み	のどの痛み	関節痛・のどの痛み・鼻水	鼻水・咳・のどの痛み 下痢・おう吐
通園(通学)のめやす(詳しくは医師にご相談ください)	おう吐・下痢などの症状が治まり、ふだんの食事ができる	特有の咳が止まる。または適正な抗菌薬治療5日間が終了する	解熱し機嫌が良く全身状態が良い	解熱した後、3日を経過する	発しんが消失する	耳下腺・顎下腺の腫れが発現してから5日を経過する	すべての発しんがかさぶたになる	発熱や発しんの影響がなく、ふだんの食事ができる	ふだんの食事ができる	全身状態が良い	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過する
予防接種で予防できる病気(接種の開始年齢)	○ (生後6週~)	○ (生後2か月~)		○ (1歳~)	○ (1歳~)	○ (1歳~)	○ (1歳~)				○ (生後6か月~)

## 予防するには

### ※咳エチケット

咳やくしゃみが出る人は、他の人にうつさないためにも、マスクをつけるか、ハンカチで口をおおみましょう。

石けんを使った丁寧な手洗いをする。



栄養・睡眠を十分にとり、規則正しい生活をして体力をつける。



流行の時期は人混みをさける。




予防接種をする。



## かかったかな?と思ったら

必ず受診し、医師の指示を守りましょう。



薬の使い方、どういう症状に注意すればよいか、家での過ごし方、また次の受診はいつ頃にすればよいかを医師にききましょう。

なるべく安静に過ごしましょう。

いつから、どんな症状であったのか、その順序と程度、経過についてよく観察し、医師に伝えられるよう整理しておきましょう。

下痢や高熱などで食欲がない場合は、水分を十分に与え、消化のよい食べ物を与えましょう。

入浴、外出については、症状がおさまればかまいませんが、医師とよく相談しましょう。

部屋の温度は、子どもが気持ちよく感じるくらいに調節しましょう。

# あなたなら、 こんなとき、 どうしますか？

いろいろな保護者(親)の声が、  
聞こえてきました。  
こんなとき、あなたは どうしますか？

子どもが言うことをきかないとき、  
ついたたいてしまうんです。  
もうやめようと思うのですが、また  
同じことの繰り返しで……。  
自分がイヤになってきます。

もう～。泣き止まなくて、  
いやになっちゃう！  
どうしたらいいのかしら？  
こっちが泣きたいわ。

しつけのためには、時には、  
子どもをたたくこともしかた  
のないことかしら？

でも、やっぱり「たたく」のは  
どうかしら？  
言ってわからなくても何とかし  
なくちゃ。  
だから子育ては大変なのよねえ。

子どもと一緒にいるのがツライ。  
子どもを「カワイイ」と思うこと  
ができない。どうしたらいいの？



「もしかして、これって、  
子どもへの虐待かも…?」

## ? 子ども虐待ってどんなこと?

虐待であるかどうかの判断は、保護者(親)の考え方や意図とは無関係です。  
「しつけのため…」 「子どものため…」 という保護者(親)側の意図で判断するのではなく、  
子どもがどう感じ、どう傷ついているか「子どもの立場」から判断されるものです。  
具体的には、保護者(親)が子ども(18歳未満)に対して行う、次のような行為をいいます。

- **身体的虐待** ● 子どもの身体に暴行を加えること(赤ちゃんを強くゆさぶる、たたく、口をふさぐ等)
- **性的虐待** ● 子どもにわいせつな行為をすること、させること又は見せること
- **心理的虐待** ● 子どもの心を傷つける言動、子どもの前でDVを行うこと
- **ネグレクト(保護の怠慢・拒否)** ● 子どもの健康・安全への配慮を怠ること(食事を与えない、乳幼児を家に残して外出する等)

※これらが重複して行われる場合もあります

## 子育てのことで悩んだら相談してみよう!

子どもへの虐待は、子育ての不安から始まることがよくあります。  
子育てのがんばりすぎやいろいろなストレスがきっかけになって虐待に至ってしまう。  
それは決して特別なことではありません。  
近くに知り合いがいらない。注意されそうで誰にも相談できない。  
そんなふうに思っていないですか?  
「もしかしたら、これって虐待かな……」  
そう思われたら、ぜひ相談してください。一緒に考えましょう。  
(区役所(P.28・29)、児童相談所(P.20)の窓口へご連絡ください)

### LINEでも相談できます!

横浜市では、「**かながわ子ども家庭110番相談LINE**」として、児童虐待、子育ての不安など、子どもに関する相談をLINEでもお受けしています。

ID: kana\_kodomo110  
相談時間: 月～土曜日 9～21時  
(年末年始を除く)



## 横浜市子供を虐待から守る条例について

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子どもが虐げられ、傷つくことが決まらないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進するため、平成26年11月5日に施行されました。令和元年6月に児童虐待防止法が改正され、親権者による体罰の禁止が明文化されたことなどを踏まえ、令和3年10月に本条例の一部改正を行いました。体罰など子どもの品位を傷つける行為がなく、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。

〈条例改正のポイント〉

- 保護者は子育てに際して、虐待をしないことに加えて、体罰を含む子どもの品位を傷つける行為をしないこと、また、体罰等のない子育てを横浜市全体として支える内容を追加しました。
- 子ども自身が、さまざまな権利を持つ一人の人間として尊重されることを明らかにしました。

### 地域の皆さんの役割 (第5条)

- 子育てに係る保護者の負担を理解します。
- 子どもや保護者を地域で見守り、声かけを行い、孤立することのないよう努めます。



### 保護者の皆さんの役割 (第6条)

- 子どもに愛情をもって接し、自主性と自発性を育む健全な養育を行います。
- 積極的に相談や子育て支援事業を利用します。



### 市の果たすべき役割 (第4条)

- 虐待の予防、早期発見に努めます。
- 関係機関が行う虐待防止の取組を積極的に支援します。
- 虐待を行うおそれのある保護者を支援します。



### 関係機関の果たすべき役割 (第7条)

- 虐待の早期発見に努めます。
- 虐待発見時、各区こども家庭支援課・児童相談所に通告します。



### 妊娠中の女性と胎児の健康増進 (第12条)

- 妊娠中の女性は、自己と胎児の健康の保持増進に努めます。
- 配偶者及び同居者は、妊娠中の女性が安心して生活できるよう、心身の負担を軽減するなどの配慮を行います。



全文は  
こちらから



毎月5日は  
子供虐待防止  
推進の日  
こどもたちの明るい  
未来のために

## 知っていますか? 子どもの権利

子どもの権利条約は1989年の国際連合総会において採択され、日本も1994年に批准しました。  
子どもの権利条約では、次の4つを、子どもたちの持つ基本的な柱としています。

住む場所や食べる場所がある  
治療を受けられる  
防げる病気から命が守られる な

生きる権利  
育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだり  
できる  
能力を伸ばし成長できる な

あらゆる暴力などから守られる  
プライバシーや人に知られ  
たくない秘密が守られる な

守られる権利  
参加する権利

自由に意見を表したり、自由  
な行動を行える など

家族などの親しい間柄でも、SNS  
の投稿には気を付けましょう!

## 配偶者や恋人など身近な人からの暴力が原因で悩んでいませんか?

配偶者等からの行為が怖くて、怯えたり、不安を感じていたりしていたら、まずは相談してみてください。「家庭内の問題だから」「自分にも悪いところがあるから」など、と  
思ったりせず、一人でがまんせずに、ご相談ください。

<相談先>

### 横浜市DV相談支援センター(電話相談窓口)

045-671-4275

月曜～金曜 9:30～16:30  
(祝日・年末年始を除く)

045-865-2040

月曜～金曜 9:30～20:00  
土曜・日曜・祝日 9:30～16:00  
(第4木曜・年末年始を除く)

※性別を問わず受け付けています。  
※横浜市各区福祉保健センターや警察署・交番でもご相談に応じています。

※緊急時は、  
最寄りの警察署・  
交番、又は  
110番へ!!



横浜市

子育てに配慮された住宅、住環境の民間住宅を横浜市が認定し、収入の少ない子育て世帯に家賃の一部を助成します。

# 家賃補助付き賃貸住宅

## 子育てりぶいん



入居者の収入に応じて家賃補助

最大4万円を家賃助成します。  
(最長6年間)

たとえば、  
家賃10万円/月  
世帯月収額12万円の場合

▶▶ 10万円×40%=4万円/月  
最大で4万円/月×6年間=288万円  
の家賃助成

子育て世帯に  
やさしい環境を  
備えた安心・  
安全な住宅

- ・小学校や小児医療施設が近隣に立地
- ・新耐震基準に適合

最寄駅

徒歩又はバスで  
概ね20分以内



小学校

概ね1km以内



小児医療施設

徒歩で概ね20分以内



公園等

概ね1km以内



店舗等

概ね1km以内



子育て支援施設  
(保育園等)

概ね1km以内



※主な入居資格:世帯月収額が21万4千円以下、18歳未満の子がいる等